

尾道市建設工事優良成績者表彰要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

尾道市長 平 谷 祐 宏

## 尾道市建設工事優良成績者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち優秀な工事成績をもって完成させた者を表彰することにより、工事の適正な施工と技術の向上を図るとともに、優れた品質の調達に資することを目的とする。

### (表彰)

第2条 市長は、工事について優秀な工事成績で完成させた者を、当該工事の完成検査を実施した年度の翌年度に表彰するものとする。

### (表彰の対象)

第3条 表彰は、次の各号のいずれにも該当する者に対して行うものとする。

(1) 尾道市建設工事等競争入札参加資格を有する者であること。

(2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条の主たる営業所を尾道市内に有する者であること。

(3) 表彰年度の前年度に完成させた請負金額500万円以上の工事（建設部契約課の主管に係る契約で、工事検査員による完成検査を受けた工事に限る。ただし、前号に規定する者以外の者を構成員に含む共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）について、別表第1に定める業種の工事に応じて、それぞれ同表の工事成績評定点（基準点）の点数以上の工事が同表の工事実績数以上であった者であること。

(欠格事項)

第4条 前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象者としない。

- (1) 表彰年度の前年度当初から表彰の日までの間において、尾道市建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱（平成7年4月1日制定）に基づく指名除外若しくは指名留保の措置を受け、又は措置を受けることが明らかであるとき。
- (2) 表彰年度の前年度に完成したすべての工事のうち、工事成績の

評定点が 65 点未満となった工事があるとき。

(3) その他表彰することが不適当であると認められるとき。

(表彰審査委員会)

第5条 第2条の規定による表彰について、その可否を審査するため、尾道市建設業者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は建設部長をもって充て、委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、審査において必要があると認めるときは尾道市工事成績評定要領（平成22年4月1日制定）第4条の規定に基づく工事成績の評定者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、表彰の対象となる者を、表彰審査委員会が行う審査の結果に基づき、決定する。

(事務局)

第7条 表彰審査委員会の事務は、建設部契約課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱に定める表彰の開始年度は、平成28年度とする。

#### 付 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

業 種	工事成績評定点 (基準点)	工事実績数
建築一式工事	85点	1件
その他工事 (建築一式を除く全業種)	80点	2件

別表第2（第5条関係）

職名
参事（定住交流担当）
因島総合支所長
御調支所長
瀬戸田支所長
契約課長

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。